

令和7年度第2回（第186回）

福岡市都市計画審議会

議 案

令和7年10月14日（火）

TKP エルガーラホール（中ホール）

目 次

議案番号	件 名	頁
2	福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置 (建築基準法第51条ただし書き許可)	1
3	福岡市景観計画の変更 (景観法に基づく意見聴取)	1 1

議案第 2 号

福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置

建築基準法第 51 条ただし書きに基づく特殊建築物の敷地の位置について

内容一覧

名 称	位 置	面 積	備 考
東区箱崎ふ頭 一般廃棄物中間 処理施設	福岡市東区箱崎ふ頭 四丁目 13-1	5,936 m ²	取扱品目：廃プラスチック類 （一般廃棄物） 処理能力：192 t／日（圧縮梱包） ＜備考：既存処理施設＞ 許可日：H27.2.12 取扱品目：廃プラスチック類・木くず （産業廃棄物） 処理能力：廃プラスチック類 47.3 t／日（破碎）、 木くず 57.8 t／日（破碎）
西区大字太郎丸 一般廃棄物中間 処理施設	福岡市西区大字太郎 丸字中割 801-1	11,703 m ²	取扱品目：廃プラスチック類 （一般廃棄物） 処理能力：144 t／日（圧縮梱包） ＜備考：既存処理施設＞ 許可日：H17.5.16 取扱品目：空きびん・ペットボトル （一般廃棄物） 処理能力：114 t／日（選別処理）
西区大字太郎丸 産業廃棄物中間 処理施設	福岡市西区大字太郎 丸字上割 800-1 他 9 筆	9,897 m ²	取扱品目：木くず（産業廃棄物） 処理能力：56 t／日（破碎）

「敷地の位置は位置図表示のとおり」

理 由

建築基準法第 51 条の規定により、ごみ処理施設などの建築物の新築又は増築等を行うにあたっては、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同法のただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経たうえで特定行政庁（福岡市）が都市計画上支障ないと認めて許可する必要がある。

今回付議する 3 つの施設は、いずれも一般廃棄物や産業廃棄物を再資源化するための施設であり、循環型社会に寄与する施設であるとともに、周辺の状況から、敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、建築基準法第 51 条の許可に先立ち、都市計画審議会に付議するものである。

福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



福岡市都市計画総括図
City Planning Map of Fukuoka City

1:95,000

東区箱崎ふ頭 一般廃棄物中間処理施設

福岡市都市計画総括図

福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置 (東区箱崎ふ頭 一般廃棄物中間処理施設)



凡 例



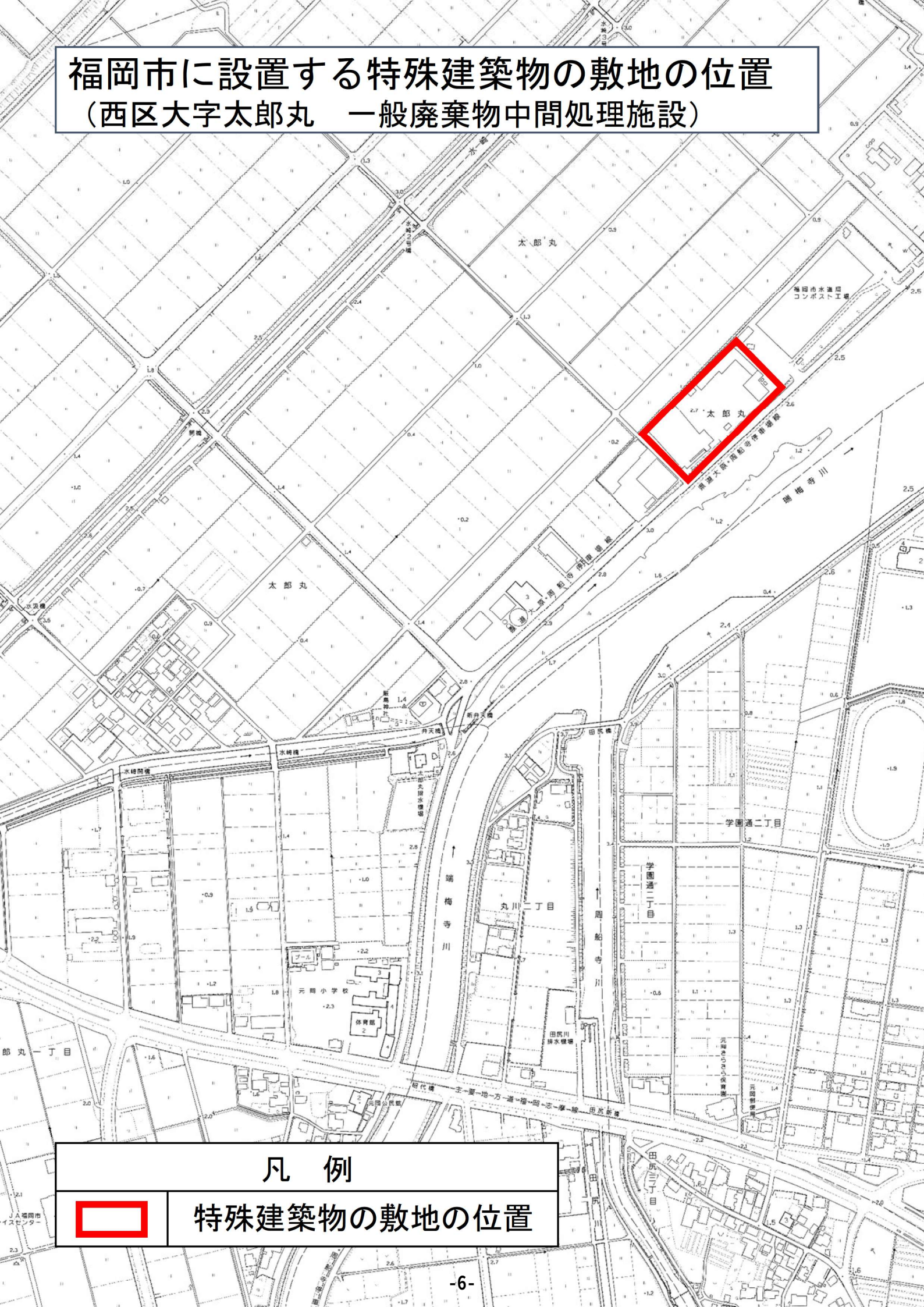
特殊建築物の敷地の位置

博多湾



箱崎頭四丁目

福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置 (西区大字太郎丸 一般廃棄物中間処理施設)



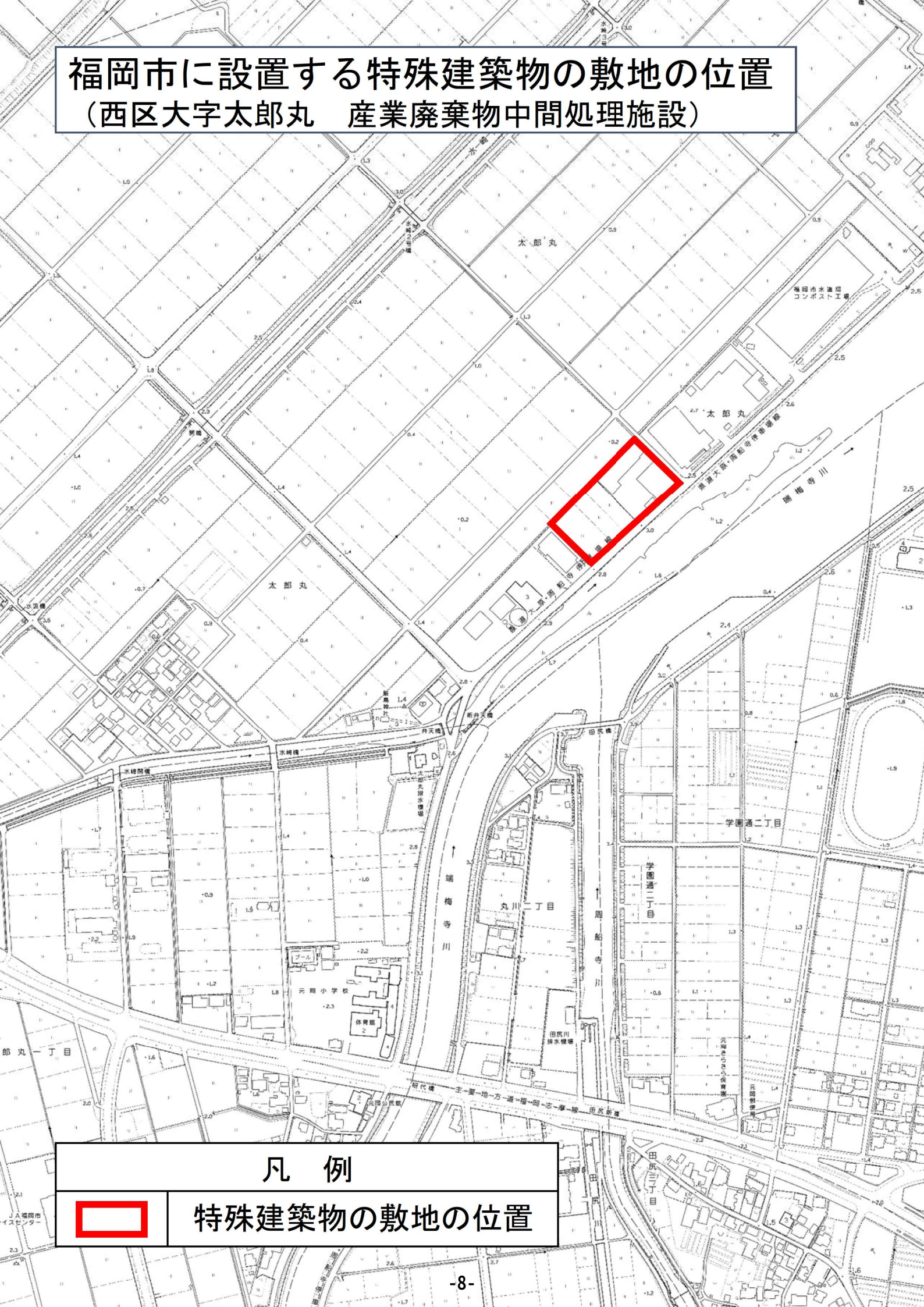
凡 例



特殊建築物の敷地の位置



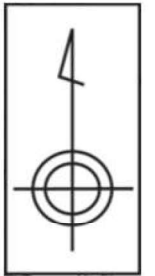
福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置 (西区大字太郎丸 産業廃棄物中間処理施設)



凡 例



特殊建築物の敷地の位置



議案第 3 号

福岡市景観計画の変更（景観法に基づく意見聴取）

景観法第 9 条に基づく「福岡市景観計画」の変更（案）について

内容

名 称	位 置
福岡市景観計画	福岡市全域

「福岡市景観計画」の変更（案）は、別冊 1 のとおり。

理 由

計画策定から長年経過し、取り巻く社会情勢等に変化が生じていることなどを踏まえ、第 10 次福岡市基本計画に合わせた見直しを行うため、福岡市景観計画の変更を行うもの。

景観法第 9 条第 2 項において、景観行政団体が都市計画区域または準都市計画区域に係る景観計画を策定・変更する際には、都市計画審議会の意見を事前に聴取することが義務付けられていることから、意見聴取を行うもの。